

専決処分の報告について(報告第1号)

品川区女性福祉資金貸付条例に基づき、配偶者のない女子等の経済的自立の助成を目的とした女性福祉資金貸付金において、借受者および保証人に対し返還を求め、また返済が滞っている者に対して督促を行ってきたが、返還に応じないため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、東京簡易裁判所に対し支払を求める訴えを提起した。

記

1. 訴えの提起

- (1) 件名 品川区女性福祉資金返還請求 1件
(2) 訴額 112,000円

2. 事件一覧

No.	専決処分の日		続柄	貸付額	返還済額	残元本 (訴額)
1	平成29年12月25日	借受者	本人	500,000	388,000	112,000
		保証人	知人			
合計	被告2人 [内訳] 借受者1人、保証人1人			500,000	388,000	112,000

報告第1号

訴えの提起に関する

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、次のとおり訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成30年2月21日

品川区長 濱 野 健

訴えの提起について

1 事件名、訴訟の目的の価額および専決処分の日

別紙のとおり

2 事件の概要

被告らは、品川区女性福祉資金貸付条例に基づき、女性福祉資金を借り受けた者または当該女性福祉資金に係る保証を約諾した者であるが、再三にわたる督促にもかかわらず貸付金の償還に応じないため、品川区は、貸付金の償還および当該貸付金に対する延滞利子の支払を求めて、訴えを提起した。

別紙

番号	事件名	原告	被告	訴訟の目的の価額	専決処分の日
1	東京簡易裁判所平成30年 第 号貸金返還等請求事件	品川区	(借受人) (保証人)	112,000円	平成29年12月25日